

大口町告示第85号

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する
要綱を次のように定める。

令和元年6月10日

大口町長 鈴木雅博

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部
を改正する要綱

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱（平成26年大口町告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を第4項とし、同条第2項中「HI抗体価16倍以下又はEIA価（デンカ生研株式会社製キット使用）が8.0未満又は国際単位（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティックス株式会社、極東製薬工業株式会社キット使用）が30IU/mL未満若しくは、国際単位（シスメックス・バイオメリュー株式会社、ベックマン・コールター株式会社製キット使用）が45IU/mL未満であり、抗体が十分でない」と医師が判断し」を「別表に掲げる検査方法により抗体価が低い」と医師に判断され、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中第4号を第5号に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 風しん第5期の対象者で国の集合契約に参加していない医療機関で抗体検査及び予防接種を実施した者

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号のいずれかに該当する者のうち、妊娠中の女性、経産婦（抗体検査のみ）、過去に風しんに罹患したことがある者、過去に一度も本要綱による助成を受けたことがない者及び前項第2号又は第3号に該当する者のうち、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による風しん第5期の対象者は助成対象としない。

第3条第1項中「HI法又はEIA法」を「赤血球凝集抑制法（HI法）又は酵素抗体法（EIA法）、蛍光酵素免疫法（ELFA法）、ラテックス免疫比濁法（LTI法）、化学発光酵素免疫法（CLEIA法）及び蛍光免疫測定法（FIA法）」に改める。

第4条中「検査費用及び接種費用に係る」を削り、「、それぞれ5,000円を限度とし、助成対象者が負担した費用の2分の1以内の」を「次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

(1) 第2条第1号から第3号に該当する者 5,000円を限度とし、助成対象者が負担した費用の2分の1以内の額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

(2) 第2条第4号に該当する者 検査の日及び接種の日の属する年度に、町が一般社団法人尾北医師会と契約した風しん抗体検査及び予防接種委託料の単価を上限とした、助成対象者が負担した費用の全額

第7条第1項第2号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルスHI試薬「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI法）	16倍以下 （希釈倍率）
R-HI「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI法）	16倍以下 （希釈倍率）
ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG （デンカ生研株式会社）	酵素免疫法 （EIA法）	8.0未満 （EIA価）
エンザイグノストB風疹/IgG （シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）	酵素免疫法 （EIA法）	30未満 （国際単位（IU）/ml）
バイダスアッセイキットRUB IgG （シスメックス・バイオメリュー株式会社）	蛍光酵素免疫法 （ELFA法）	45未満 （国際単位（IU）/ml）
ランピアラテックスRUBELLA （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免役比濁法 （LTI法）	30未満 （国際単位（IU）/ml）
アクセスルベラIgG （ベックマン・コールター株式会社）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA法）	45未満 （国際単位（IU）/ml）

i-アッセイCL 風疹IgG (株式会社保健科学西日本)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA法)	1.4未満 (抗体価)
BioPlex MMRV IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA法)	3.0未満 (抗体価AI*)
BioPlex ToRC IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA法)	3.0未満 (国際単位 (IU) /ml)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。